

四半期報告書

(第90期第2四半期)

株式会社福岡中央銀行

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	4
3 【経営上の重要な契約等】	4
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【設備の状況】	16
第4 【提出会社の状況】	17
1 【株式等の状況】	17
2 【株価の推移】	19
3 【役員の状況】	19
第5 【経理の状況】	20
1 【中間連結財務諸表】	20
2 【その他】	20
3 【中間財務諸表】	21
4 【その他】	61
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	63

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成22年11月26日

【四半期会計期間】 第90期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

【会社名】 株式会社 福岡中央銀行

【英訳名】 THE FUKUOKA CHUO BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 末松 修

【本店の所在の場所】 福岡市中央区大名二丁目12番1号

【電話番号】 092—751—4431(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 中島 健二

【最寄りの連絡場所】 福岡市中央区大名二丁目12番1号

【電話番号】 092—751—4431(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 中島 健二

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第88期中	第89期中	第90期中	第88期	第89期
決算年月		平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成21年3月	平成22年3月
経常収益	百万円	5,701	5,372	5,308	11,412	10,861
経常利益	百万円	395	139	382	334	538
中間純利益	百万円	231	61	207	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	171	259
持分法を適用した場合の投資利益	百万円	—	—	—	—	—
資本金	百万円	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
発行済株式総数	千株	27,371	27,371	27,371	27,371	27,371
純資産額	百万円	18,555	18,211	19,725	16,806	18,738
総資産額	百万円	424,589	434,662	465,730	418,516	445,542
預金残高	百万円	391,967	409,002	425,918	392,525	410,887
貸出金残高	百万円	304,861	324,130	330,201	323,687	325,824
有価証券残高	百万円	83,556	79,368	93,276	60,068	86,625
1株当たり純資産額	円	681.29	670.56	727.36	618.72	690.64
1株当たり中間純利益金額	円	8.48	2.27	7.65	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	6.31	9.54
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	円	2.50	2.50	2.50	5.00	5.00
自己資本比率	%	4.37	4.18	4.23	4.01	4.20
単体自己資本比率(国内基準)	%	8.58	8.85	8.67	8.92	8.75
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△7,559	5,081	21,986	△13,990	11,424
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△13,384	△17,607	△5,617	6,086	△24,568
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△74	△69	△72	△173	△148
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	百万円	7,531	7,876	23,474	20,471	7,178
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	529 [46]	549 [46]	539 [52]	512 [46]	533 [47]

- (注) 1. 当行は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 当行は関連会社がないため、「持分法を適用した場合の投資利益」の記載はしておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。
5. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「3 中間財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
6. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
7. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
8. 従業員数については、就業人員数を表示しております。
9. 平成20年9月、平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当行が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当する会社はありません。

4 【従業員の状況】

当行の従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	539 [52]
---------	-------------

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員93人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクの内容に重要な変更はありません。

また、この四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は発生しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

① 経営成績の分析

当第2四半期会計期間の経営成績につきましては、経常収益は、その他経常収益の減少等を主因に前年同四半期比1億56百万円減少し25億66百万円となりました。

一方、経常費用は、資金調達費用やその他経常費用の減少等を主因に前年同四半期比4億85百万円減少し24億21百万円となりました。

その結果、経常利益は、前年同四半期比3億28百万円増加の1億44百万円となり、四半期純利益につきましても、前年同四半期比2億7百万円増加の77百万円となりました。

② 財政状態の分析

(主要勘定の状況)

当第2四半期末の主要勘定残高につきましては、預金及び譲渡性預金は、前事業年度末比168億円増加の4,308億37百万円となり、貸出金につきましても、前事業年度末比43億77百万円増加の3,302億1百万円となりました。有価証券につきましては、前事業年度末比66億51百万円増加の932億76百万円となりました。

(資産、負債および純資産の状況)

資産につきましては、現金預け金や有価証券、貸出金等の増加により、前事業年度末比201億88百万円増加の4,657億30百万円となりました。

負債につきましては、預金及び譲渡性預金等の増加により前事業年度末比192億1百万円増加の4,460億5百万円となりました。

純資産につきましては、利益剰余金やその他有価証券評価差額金の増加等により、前事業年度末比9億87百万円増加の197億25百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

(業績説明)

国内業務部門では、資金運用収支は2,046百万円、役務取引等収支は25百万円、その他業務収支は13百万円となり、国際業務部門では、資金運用収支は11百万円、役務取引等収支は0百万円、その他業務収支は0百万円となりました。

合計では、資金運用収支は2,057百万円、役務取引等収支は25百万円、その他業務収支は13百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期会計期間	1,969	26	1,995
	当第2四半期会計期間	2,046	11	2,057
うち資金運用収益	前第2四半期会計期間	2,283	40	2,309
	当第2四半期会計期間	2,287	19	2,298
うち資金調達費用	前第2四半期会計期間	313	14	314
	当第2四半期会計期間	240	7	240
役務取引等収支	前第2四半期会計期間	△3	0	△2
	当第2四半期会計期間	25	0	25
うち役務取引等収益	前第2四半期会計期間	180	1	182
	当第2四半期会計期間	202	1	203
うち役務取引等費用	前第2四半期会計期間	184	1	185
	当第2四半期会計期間	177	1	178
その他業務収支	前第2四半期会計期間	0	△0	△0
	当第2四半期会計期間	13	0	13
うちその他業務収益	前第2四半期会計期間	0	—	0
	当第2四半期会計期間	13	0	14
うちその他業務費用	前第2四半期会計期間	—	0	0
	当第2四半期会計期間	0	—	0

(注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

(業績説明)

役務取引等収益は、203百万円となりました。

役務取引等費用は、178百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期会計期間	180	1	182
	当第2四半期会計期間	202	1	203
うち預金・貸出業務	前第2四半期会計期間	25	—	25
	当第2四半期会計期間	23	—	23
うち為替業務	前第2四半期会計期間	88	1	90
	当第2四半期会計期間	87	1	89
うち証券関連業務	前第2四半期会計期間	18	—	18
	当第2四半期会計期間	21	—	21
うち代理業務	前第2四半期会計期間	12	—	12
	当第2四半期会計期間	15	—	15
うち保護預り 貸金庫業務	前第2四半期会計期間	0	—	0
	当第2四半期会計期間	0	—	0
うち保証業務	前第2四半期会計期間	0	—	0
	当第2四半期会計期間	0	—	0
役務取引等費用	前第2四半期会計期間	184	1	185
	当第2四半期会計期間	177	1	178
うち為替業務	前第2四半期会計期間	21	1	22
	当第2四半期会計期間	21	1	22

(注) 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。
ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成21年9月30日	408,876	125	409,002
	平成22年9月30日	425,757	160	425,918
うち流動性預金	平成21年9月30日	138,968	106	139,075
	平成22年9月30日	145,331	144	145,476
うち定期性預金	平成21年9月30日	267,672	19	267,691
	平成22年9月30日	278,162	15	278,177
うちその他	平成21年9月30日	2,235	—	2,235
	平成22年9月30日	2,263	—	2,263
譲渡性預金	平成21年9月30日	1,822	—	1,822
	平成22年9月30日	4,919	—	4,919
総合計	平成21年9月30日	410,699	125	410,825
	平成22年9月30日	430,677	160	430,837

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

3. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年9月30日		平成22年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	324,130	100.00	330,201	100.00
製造業	20,620	6.36	19,634	5.95
農業, 林業	236	0.07	153	0.05
漁業	75	0.02	44	0.01
鉱業, 採石業, 砂利採取業	1,946	0.60	1,861	0.56
建設業	39,863	12.30	39,107	11.84
電気・ガス・熱供給・水道業	2,341	0.72	2,385	0.72
情報通信業	3,737	1.15	3,818	1.16
運輸業, 郵便業	11,714	3.62	12,679	3.84
卸売業, 小売業	38,257	11.80	37,149	11.25
金融業, 保険業	15,730	4.86	14,150	4.28
不動産業, 物品賃貸業	54,059	16.68	58,503	17.72
各種サービス業	44,367	13.69	48,233	14.61
地方公共団体	8,723	2.69	10,636	3.22
その他	82,456	25.44	81,843	24.79
国際業務部門	—	—	—	—
製造業	—	—	—	—
農業, 林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業, 採石業, 砂利採取業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業, 郵便業	—	—	—	—
卸売業, 小売業	—	—	—	—
金融業, 保険業	—	—	—	—
不動産業, 物品賃貸業	—	—	—	—
各種サービス業	—	—	—	—
地方公共団体	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	324,130	—	330,201	—

(注) 国内業務部門は国内店の円建取引であります。国際業務部門は国内店の外貨建取引で、該当はありません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、主に営業活動によるキャッシュ・フローのプラスにより163億55百万円増加し、当四半期末残高は、234億74百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期会計期間において営業活動における資金は、180億67百万円のプラスとなりました。

これは主に、コールローン等の純減等によるもので、前第2四半期会計期間に比べ189億54百万円増加しました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期会計期間において投資活動における資金は、17億9百万円のマイナスとなりました。

これは主に、有価証券の取得による支出等によるもので、前第2四半期会計期間に比べ20億52百万円減少しました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期会計期間において財務活動における資金は、1百万円のマイナスとなりました。

これは主に、自己株式の取得による支出等によるもので、前第2四半期会計期間に比べ1百万円減少しました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において、当行が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当ありません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	4,085	4,358	273
経費(除く臨時処理分)	3,131	3,274	143
人件費	1,786	1,919	133
物件費	1,171	1,193	22
税金	173	161	△12
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	953	1,084	131
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	953	1,084	131
一般貸倒引当金繰入額	△152	△62	90
業務純益	1,106	1,146	40
うち債券関係損益	—	13	13
臨時損益	△967	△763	204
株式関係損益	△260	△49	211
不良債権処理損失	676	661	△15
貸出金償却	0	0	0
個別貸倒引当金繰入額	563	520	△43
延滞債権売却損	3	—	△3
その他	109	140	31
その他臨時損益	△30	△53	△23
経常利益	139	382	243
特別損益	△41	△48	△7
うち固定資産処分損益	△18	△4	14
うち減損損失	22	18	△4
うち資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	26	26
税引前中間純利益	97	333	236
法人税、住民税及び事業税	9	129	120
法人税等調整額	26	△2	△28
法人税等合計	35	126	91
中間純利益	61	207	146

- (注) 1. 業務粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他業務収支
2. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
3. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
4. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却
5. 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	2.23	2.15	△0.08
(イ)貸出金利回	2.57	2.48	△0.09
(ロ)有価証券利回	1.43	1.67	0.24
(2) 資金調達原価 ②	1.83	1.73	△0.10
(イ)預金等利回	0.31	0.24	△0.07
(ロ)外部負債利回	—	0.09	0.09
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.40	0.42	0.02

- (注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。
 2. 有価証券利回には商品有価証券利回を含んでおりません。
 3. 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3. ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	10.86	11.24	0.38
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	10.86	11.24	0.38
業務純益ベース	12.60	11.88	△0.72
中間純利益ベース	0.70	2.15	1.45

4. 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	409,002	425,918	16,916
預金(平残)	406,095	424,204	18,109
貸出金(未残)	324,130	330,201	6,071
貸出金(平残)	319,526	323,793	4,267

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおりません。

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	304,789	315,946	11,157
法人	85,203	88,933	3,730
合計	389,992	404,880	14,888

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおりません。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	54,020	54,086	66
住宅ローン残高	36,729	37,723	994
その他ローン残高	17,290	16,363	△927

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	295,111	299,188	4,077
総貸出金残高	② 百万円	324,130	330,201	6,071
中小企業等貸出金比率	①/② %	91.04	90.60	△0.44
中小企業等貸出先件数	③ 件	27,503	26,553	△950
総貸出先件数	④ 件	27,551	26,598	△953
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.82	99.83	0.01

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品貸貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品貸貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	1	0	2	2
保証	65	366	55	254
計	66	366	57	256

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	2,500	2,500
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	1,203	1,203
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	1,396	1,396
	その他利益剰余金	10,609	10,889
	その他	—	—
	自己株式(△)	96	113
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	67	67
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	15,544	15,808
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	2,936	2,928
	一般貸倒引当金	1,399	1,443
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	—
計	4,336	4,372	
うち自己資本への算入額 (B)	4,336	4,372	
控除項目	控除項目(注4) (C)	50	150
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	19,831	20,030

リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目		207,617	214,879
	オフ・バランス取引等項目		623	483
	信用リスク・アセットの額	(E)	208,241	215,363
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8 %)	(F)	15,751	15,608
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(G)	1,260	1,248
	計 (E) + (F)	(H)	223,993	230,972
単体自己資本比率(国内基準) = D/H × 100 (%)			8.85	8.67
(参考)Tier 1 比率 = A/H × 100 (%)			6.93	6.84

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、時価(中間貸借対照表計上額)で区分されております。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成21年9月30日	平成22年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	98	111
危険債権	46	59
要管理債権	19	13
正常債権	3,084	3,122

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期会計期間において、第1四半期会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

なお、当第2四半期会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手 年月	完了予定 年月
				総額	既支払額			
須玖支店	春日市須玖南 3-32-3	新築 (建替)	鉄筋コンクリート 造2階建銀行店舗 敷地面積870.58㎡ 建物延面積551.50㎡	221	—	自己資金 による	平成22年 11月	平成23年 6月
本店ほか 各支店	福岡市中央区 ほか	新設	事務機械等	138	0	同上	平成22年 10月	平成23年 3月

- (注) 1. 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。
2. 事務機械等の主なものは、平成23年3月までに購入予定であります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	27,371,605	同左	福岡証券取引所	権利内容に何ら限定のない 当行における標準となる株 式で、単元株式数は1,000株 であります。
計	27,371,605	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当ありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日	—	27,371	—	2,500,000	—	1,203,777

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社 福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号	3,722	13.60
日本トラスティ・サービス 信託銀行 株式会社 (信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,113	7.71
株式会社 西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号	1,519	5.55
福岡中央銀行行員持株会	福岡市中央区大名二丁目12番1号	1,459	5.33
株式会社 宮崎太陽銀行	宮崎市広島二丁目1番31号	1,334	4.87
西日本鉄道 株式会社	福岡市中央区天神一丁目11番17号	1,245	4.55
株式会社 豊和銀行	大分市王子中町4番10号	1,141	4.16
株式会社 南日本銀行	鹿児島市山下町1番1号	912	3.33
株式会社 みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	864	3.15
株式会社 三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	833	3.04
計	—	15,145	55.33

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は次のとおりです。
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4) 2,113千株

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 252,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,848,000	26,848	—
単元未満株式	普通株式 271,605	—	一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	27,371,605	—	—
総株主の議決権	—	26,848	—

- (注) 1. 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1千株含まれております。
また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が1個含まれております。
2. 「単元未満株式」には、当行所有の自己株式784株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社福岡中央銀行	福岡市中央区大名二丁目 12番1号	252,000	—	252,000	0.92
計	—	252,000	—	252,000	0.92

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	401	390	400	420	420	420
最低(円)	385	371	368	400	392	390

(注) 最高・最低株価は福岡証券取引所におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間財務諸表を作成しております。

2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）及び当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

4. 当行は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間連結財務諸表】

該当ありません。

2 【その他】

該当ありません。

3【中間財務諸表】
 (1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
現金預け金	※6 8,105	※6 30,203	※6 14,407
コールローン	10,300	—	6,200
買入金銭債権	1	1	0
商品有価証券	52	—	67
有価証券	※6 79,368	※6 93,276	※6 86,625
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 324,130	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 330,201	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 325,824
外国為替	120	160	129
その他資産	※6 983	※6 1,184	※6 1,063
有形固定資産	※8, ※9 13,302	※8, ※9 13,519	※8, ※9 13,370
無形固定資産	102	100	102
繰延税金資産	3,326	2,337	2,920
支払承諾見返	366	256	300
貸倒引当金	△5,497	△5,511	△5,471
資産の部合計	434,662	465,730	445,542
負債の部			
預金	※6 409,002	※6 425,918	※6 410,887
譲渡性預金	1,822	4,919	3,150
借入金	—	※6 9,400	※6 6,900
その他負債	2,188	2,509	2,571
未払法人税等	18	126	58
資産除去債務	—	35	—
その他の負債	2,170	2,347	2,513
退職給付引当金	101	—	—
役員退職慰労引当金	192	246	218
睡眠預金払戻損失引当金	122	109	122
再評価に係る繰延税金負債	※8 2,653	※8 2,645	※8 2,653
支払承諾	366	256	300
負債の部合計	416,450	446,005	426,804
純資産の部			
資本金	2,500	2,500	2,500
資本剰余金	1,203	1,203	1,203
資本準備金	1,203	1,203	1,203
利益剰余金	12,005	12,285	12,135
利益準備金	1,396	1,396	1,396
その他利益剰余金	10,609	10,889	10,738
固定資産圧縮積立金	483	479	481
別途積立金	9,775	9,975	9,775
繰越利益剰余金	350	434	482
自己株式	△96	△113	△108
株主資本合計	15,612	15,876	15,730
その他有価証券評価差額金	△1,273	△13	△865
土地再評価差額金	※8 3,872	※8 3,862	※8 3,872
評価・換算差額等合計	2,599	3,848	3,007
純資産の部合計	18,211	19,725	18,738
負債及び純資産の部合計	434,662	465,730	445,542

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
経常収益	5,372	5,308	10,861
資金運用収益	4,721	4,802	9,406
(うち貸出金利息)	4,130	4,036	8,253
(うち有価証券利息配当金)	581	747	1,122
役務取引等収益	370	426	740
その他業務収益	1	14	370
その他経常収益	279	65	344
経常費用	5,233	4,926	10,322
資金調達費用	642	528	1,246
(うち預金利息)	637	519	1,231
役務取引等費用	364	356	747
その他業務費用	—	0	—
営業経費	※1 3,233	※1 3,356	6,514
その他経常費用	※2 991	※2 684	※2 1,813
経常利益	139	382	538
特別損失	41	48	48
固定資産処分損	18	4	21
減損損失	※3 22	※3 18	※3 27
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	26	—
税引前中間純利益	97	333	490
法人税、住民税及び事業税	9	129	75
法人税等調整額	26	△2	155
法人税等合計	35	126	231
中間純利益	61	207	259

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	2,500	2,500	2,500
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	2,500	2,500	2,500
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	1,203	1,203	1,203
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	1,203	1,203	1,203
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	1,396	1,396	1,396
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	1,396	1,396	1,396
その他利益剰余金			
固定資産圧縮積立金			
前期末残高	485	481	485
当中間期変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩	△1	△1	△3
当中間期変動額合計	△1	△1	△3
当中間期末残高	483	479	481
別途積立金			
前期末残高	9,775	9,775	9,775
当中間期変動額			
別途積立金の積立	—	200	—
当中間期変動額合計	—	200	—
当中間期末残高	9,775	9,975	9,775
繰越利益剰余金			
前期末残高	355	482	355
当中間期変動額			
剰余金の配当	△67	△67	△135
中間純利益	61	207	259
土地再評価差額金の取崩	—	10	—
固定資産圧縮積立金の取崩	1	1	3
別途積立金の積立	—	△200	—
当中間期変動額合計	△4	△47	127
当中間期末残高	350	434	482
利益剰余金合計			
前期末残高	12,011	12,135	12,011
当中間期変動額			
剰余金の配当	△67	△67	△135
中間純利益	61	207	259
土地再評価差額金の取崩	—	10	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
当中間期変動額合計	△6	150	123
当中間期末残高	12,005	12,285	12,135

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
自己株式			
前期末残高	△95	△108	△95
当中間期変動額			
自己株式の取得	△1	△4	△12
当中間期変動額合計	△1	△4	△12
当中間期末残高	△96	△113	△108
株主資本合計			
前期末残高	15,620	15,730	15,620
当中間期変動額			
剰余金の配当	△67	△67	△135
中間純利益	61	207	259
自己株式の取得	△1	△4	△12
土地再評価差額金の取崩	—	10	—
当中間期変動額合計	△7	145	110
当中間期末残高	15,612	15,876	15,730
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△2,687	△865	△2,687
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,413	852	1,821
当中間期変動額合計	1,413	852	1,821
当中間期末残高	△1,273	△13	△865
土地再評価差額金			
前期末残高	3,872	3,872	3,872
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	△10	—
当中間期変動額合計	—	△10	—
当中間期末残高	3,872	3,862	3,872
評価・換算差額等合計			
前期末残高	1,185	3,007	1,185
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,413	841	1,821
当中間期変動額合計	1,413	841	1,821
当中間期末残高	2,599	3,848	3,007
純資産合計			
前期末残高	16,806	18,738	16,806
当中間期変動額			
剰余金の配当	△67	△67	△135
中間純利益	61	207	259
自己株式の取得	△1	△4	△12
土地再評価差額金の取崩	—	10	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,413	841	1,821
当中間期変動額合計	1,405	987	1,931
当中間期末残高	18,211	19,725	18,738

(4) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度の キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前中間純利益	97	333	490
減価償却費	197	213	439
減損損失	22	18	27
貸倒引当金の増減 (△)	△109	39	△135
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△149	—	△251
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	21	27	47
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	0	△12	0
資金運用収益	△4,721	△4,802	△9,406
資金調達費用	642	528	1,246
有価証券関係損益 (△)	260	35	340
為替差損益 (△は益)	0	△0	1
固定資産処分損益 (△は益)	18	4	21
貸出金の純増 (△) 減	△443	△4,376	△2,137
預金の純増減 (△)	16,476	15,030	18,361
譲渡性預金の純増減 (△)	△1,327	1,769	—
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	—	2,500	6,900
預け金 (預入期間三ヶ月超) の純増 (△) 減	502	500	△6,498
コールローン等の純増 (△) 減	△10,299	6,199	△6,198
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△19	△31	△28
資金運用による収入	4,738	4,828	9,411
資金調達による支出	△795	△755	△1,253
その他	106	△1	213
小計	5,220	22,047	11,591
法人税等の支払額	△138	△61	△166
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,081	21,986	11,424
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△24,199	△12,424	△55,773
有価証券の売却による収入	1,513	5,670	9,493
有価証券の償還による収入	5,505	1,506	22,456
有形固定資産の取得による支出	△400	△349	△695
有形固定資産の除却による支出	△11	△0	△11
無形固定資産の取得による支出	△15	△20	△38
投資活動によるキャッシュ・フロー	△17,607	△5,617	△24,568
財務活動によるキャッシュ・フロー			
配当金の支払額	△67	△67	△135
自己株式の取得による支出	△1	△4	△12
財務活動によるキャッシュ・フロー	△69	△72	△148
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	0	△1
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△12,595	16,296	△13,293
現金及び現金同等物の期首残高	20,471	7,178	20,471
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 7,876	※1 23,474	※1 7,178

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同 左	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式については中間期末月1ヵ月平均の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、債券については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式については中間期末月1ヵ月平均の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、債券については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式については決算期末月1ヵ月平均の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、債券については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：6年～50年 その他：3年～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同 左 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同 左	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：6年～50年 その他：3年～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同 左

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。	(3) リース資産 同 左	(3) リース資産 同 左

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
5. 引当金の 計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同 左</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同 左</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務:その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当中間会計期間末においては、年金資産の額が、退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、前払年金費用として貸借対照表の「その他資産」に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務:その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務:その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当事業年度末から「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。</p> <p>なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。</p>
	<p>(3) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(3) 役員退職慰労引当金 同 左</p>	<p>(3) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
	<p>(4) 睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(4) 睡眠預金払戻損失引当金 同 左</p>	<p>(4) 睡眠預金払戻損失引当金 同 左</p>
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>同 左</p>	<p>外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
7. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左
8. ヘッジ会計の方法	外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。	同 左	同 左
9. (中間)キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び預入期間が3ヵ月以内の預け金であります。	同 左	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び預入期間が3ヵ月以内の預け金であります。
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同 左	同 左

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
—	(資産除去債務に関する会計基準) 当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、経常利益は0百万円、税引前中間純利益は27百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は35百万円であります。	—

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,463百万円、延滞債権額は11,870百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,909百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,991百万円、延滞債権額は15,090百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,302百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,167百万円、延滞債権額は12,321百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,475百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)																												
<p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は16,243百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,781百万円であります。</p> <p>※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="231 1014 574 1149"> <tr><td>有価証券</td><td>227百万円</td></tr> <tr><td>預け金</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr><td>預金</td><td>352百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、当座借越等の取引の担保として、有価証券9,772百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は4百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p>	有価証券	227百万円	預け金	4百万円	担保資産に対応する債務		預金	352百万円	<p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は18,383百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,829百万円であります。</p> <p>※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="654 1014 997 1149"> <tr><td>有価証券</td><td>9,611百万円</td></tr> <tr><td>預け金</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr><td>預金</td><td>393百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>9,400百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、当座借越等の取引の担保として、有価証券9,643百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は4百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p>	有価証券	9,611百万円	預け金	4百万円	担保資産に対応する債務		預金	393百万円	借入金	9,400百万円	<p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は15,964百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,117百万円であります。</p> <p>※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="1069 1014 1412 1149"> <tr><td>有価証券</td><td>7,110百万円</td></tr> <tr><td>預け金</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr><td>預金</td><td>324百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>6,900百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、当座借越等の取引の担保として、有価証券11,519百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は4百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p>	有価証券	7,110百万円	預け金	4百万円	担保資産に対応する債務		預金	324百万円	借入金	6,900百万円
有価証券	227百万円																													
預け金	4百万円																													
担保資産に対応する債務																														
預金	352百万円																													
有価証券	9,611百万円																													
預け金	4百万円																													
担保資産に対応する債務																														
預金	393百万円																													
借入金	9,400百万円																													
有価証券	7,110百万円																													
預け金	4百万円																													
担保資産に対応する債務																														
預金	324百万円																													
借入金	6,900百万円																													

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、22,931百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが18,523百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、25,048百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが20,850百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、26,868百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが22,617百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>※8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法(平成3年法律第69号)第16号に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法に基づいて算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,007百万円</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 5,359百万円</p>	<p>※8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法(平成3年法律第69号)第16号に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法に基づいて算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,709百万円</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 5,685百万円</p>	<p>※8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法(平成3年法律第69号)第16号に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法に基づいて算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,007百万円</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 5,560百万円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)																								
<p>※ 1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 175百万円 無形固定資産 22百万円</p> <p>※ 2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額410百万円、株式等売却損224百万円及び株式等償却221百万円を含んでおります。</p> <p>※ 3. 当中間会計期間において、以下の資産について、営業店舗の建替え等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、減損損失を計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="220 795 571 929"> <tr><td>地域</td><td>福岡県</td></tr> <tr><td>主な用途</td><td>遊休資産 1 ヶ所</td></tr> <tr><td>種類</td><td>建物その他</td></tr> <tr><td>減損損失額</td><td>22百万円</td></tr> </table> <p>稼動資産のグルーピングの単位は営業店とし、出張所は母店と同一グループとしております。また、遊休資産についてはそれぞれを単独の単位としております。</p> <p>当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額によっており、主として「不動産鑑定評価額」又は「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	福岡県	主な用途	遊休資産 1 ヶ所	種類	建物その他	減損損失額	22百万円	<p>※ 1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 190百万円 無形固定資産 22百万円</p> <p>※ 2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額457百万円及び株式等償却49百万円を含んでおります。</p> <p>※ 3. 当中間会計期間において、以下の資産について、営業店舗の建替え等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、減損損失を計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="638 795 989 929"> <tr><td>地域</td><td>福岡県</td></tr> <tr><td>主な用途</td><td>遊休資産 1 ヶ所</td></tr> <tr><td>種類</td><td>土地</td></tr> <tr><td>減損損失額</td><td>18百万円</td></tr> </table> <p>稼動資産のグルーピングの単位は営業店とし、出張所は母店と同一グループとしております。また、遊休資産についてはそれぞれを単独の単位としております。</p> <p>当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額によっており、主として「不動産鑑定評価額」又は「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	福岡県	主な用途	遊休資産 1 ヶ所	種類	土地	減損損失額	18百万円	<p>-----</p> <p>※ 2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額688百万円、株式等売却損370百万円及び株式等償却521百万円を含んでおります。</p> <p>※ 3. 当事業年度において、以下の資産について、営業店舗の建替え等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、減損損失を計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="1056 795 1407 996"> <tr><td>地域</td><td>福岡県</td></tr> <tr><td>主な用途</td><td>遊休資産 (旧営業店舗等) 2 ヶ所</td></tr> <tr><td>種類</td><td>建物その他</td></tr> <tr><td>減損損失額</td><td>27百万円</td></tr> </table> <p>稼動資産のグルーピングの単位は営業店とし、出張所は母店と同一グループとしております。また、遊休資産についてはそれぞれを単独の単位としております。</p> <p>当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額によっており、主として「不動産鑑定評価額」又は「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	福岡県	主な用途	遊休資産 (旧営業店舗等) 2 ヶ所	種類	建物その他	減損損失額	27百万円
地域	福岡県																									
主な用途	遊休資産 1 ヶ所																									
種類	建物その他																									
減損損失額	22百万円																									
地域	福岡県																									
主な用途	遊休資産 1 ヶ所																									
種類	土地																									
減損損失額	18百万円																									
地域	福岡県																									
主な用途	遊休資産 (旧営業店舗等) 2 ヶ所																									
種類	建物その他																									
減損損失額	27百万円																									

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	27,371	—	—	27,371	
合計	27,371	—	—	27,371	
自己株式					
普通株式	208	3	—	212	(注)
合計	208	3	—	212	

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	67	2.50	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年11月26日 取締役会	普通株式	67	その他 利益剰余金	2.50	平成21年9月30日	平成21年12月7日

II 当中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	27,371	—	—	27,371	
合計	27,371	—	—	27,371	
自己株式					
普通株式	240	12	—	252	(注)
合計	240	12	—	252	

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	67	2.50	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年11月26日 取締役会	普通株式	67	その他 利益剰余金	2.50	平成22年9月30日	平成22年12月6日

Ⅲ 前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	27,371	—	—	27,371	
合計	27,371	—	—	27,371	
自己株式					
普通株式	208	31	—	240	(注)
合計	208	31	—	240	

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	67	2.50	平成21年3月31日	平成21年6月29日
平成21年11月26日 取締役会	普通株式	67	2.50	平成21年9月30日	平成21年12月7日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	67	その他 利益剰余金	2.50	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)	※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)
平成21年9月30日現在	平成22年9月30日現在	平成22年3月31日現在
現金預け金勘定 8,105	現金預け金勘定 30,203	現金預け金勘定 14,407
定期預け金 △229	定期預け金 △6,729	定期預け金 △7,229
(預入期間3ヵ月超)	(預入期間3ヵ月超)	(預入期間3ヵ月超)
現金及び現金同等物 7,876	現金及び現金同等物 23,474	現金及び現金同等物 7,178

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																																								
<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>①リース資産の内容</p> <p>(ア) 有形固定資産 該当ありません。</p> <p>(イ) 無形固定資産 該当ありません。</p> <p>②リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>70百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>70百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>41百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>41百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>一百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>29百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>29百万円</td></tr> </table> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>14百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>16百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>30百万円</td></tr> </table> <p>・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 一百万円</p>	取得価額相当額		有形固定資産	70百万円	合計	70百万円	有形固定資産	41百万円	合計	41百万円	有形固定資産	一百万円	合計	一百万円	有形固定資産	29百万円	合計	29百万円	1年内	14百万円	1年超	16百万円	合計	30百万円	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>①リース資産の内容</p> <p>(ア) 有形固定資産 同 左</p> <p>(イ) 無形固定資産 同 左</p> <p>②リース資産の減価償却の方法 同 左</p> <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>70百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>70百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>55百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>55百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>一百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>15百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>15百万円</td></tr> </table> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>14百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>16百万円</td></tr> </table> <p>・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 一百万円</p>	取得価額相当額		有形固定資産	70百万円	合計	70百万円	有形固定資産	55百万円	合計	55百万円	有形固定資産	一百万円	合計	一百万円	有形固定資産	15百万円	合計	15百万円	1年内	14百万円	1年超	1百万円	合計	16百万円	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>①リース資産の内容</p> <p>(ア) 有形固定資産 同 左</p> <p>(イ) 無形固定資産 同 左</p> <p>②リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>70百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>70百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>48百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>48百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>一百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>一百万円</td></tr> </table> <p>期末残高相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>22百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>22百万円</td></tr> </table> <p>・未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>14百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>8百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>23百万円</td></tr> </table> <p>・リース資産減損勘定の期末残高 一百万円</p>	取得価額相当額		有形固定資産	70百万円	合計	70百万円	有形固定資産	48百万円	合計	48百万円	有形固定資産	一百万円	合計	一百万円	有形固定資産	22百万円	合計	22百万円	1年内	14百万円	1年超	8百万円	合計	23百万円
取得価額相当額																																																																										
有形固定資産	70百万円																																																																									
合計	70百万円																																																																									
有形固定資産	41百万円																																																																									
合計	41百万円																																																																									
有形固定資産	一百万円																																																																									
合計	一百万円																																																																									
有形固定資産	29百万円																																																																									
合計	29百万円																																																																									
1年内	14百万円																																																																									
1年超	16百万円																																																																									
合計	30百万円																																																																									
取得価額相当額																																																																										
有形固定資産	70百万円																																																																									
合計	70百万円																																																																									
有形固定資産	55百万円																																																																									
合計	55百万円																																																																									
有形固定資産	一百万円																																																																									
合計	一百万円																																																																									
有形固定資産	15百万円																																																																									
合計	15百万円																																																																									
1年内	14百万円																																																																									
1年超	1百万円																																																																									
合計	16百万円																																																																									
取得価額相当額																																																																										
有形固定資産	70百万円																																																																									
合計	70百万円																																																																									
有形固定資産	48百万円																																																																									
合計	48百万円																																																																									
有形固定資産	一百万円																																																																									
合計	一百万円																																																																									
有形固定資産	22百万円																																																																									
合計	22百万円																																																																									
1年内	14百万円																																																																									
1年超	8百万円																																																																									
合計	23百万円																																																																									

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																						
<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損</td> <td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>勘定の取崩額</td> <td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>—百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3百万円</td> </tr> </table>	支払リース料	7百万円	リース資産減損	—百万円	勘定の取崩額	—百万円	減価償却費相当額	7百万円	支払利息相当額	0百万円	減損損失	—百万円	1年内	1百万円	1年超	1百万円	合計	3百万円	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損</td> <td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>勘定の取崩額</td> <td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>—百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 同 左 ・利息相当額の算定方法 同 左 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12百万円</td> </tr> </table>	支払リース料	7百万円	リース資産減損	—百万円	勘定の取崩額	—百万円	減価償却費相当額	7百万円	支払利息相当額	0百万円	減損損失	—百万円	1年内	2百万円	1年超	9百万円	合計	12百万円	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>15百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損</td> <td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>勘定の取崩額</td> <td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>14百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>—百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 同 左 ・利息相当額の算定方法 同 左 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>13百万円</td> </tr> </table>	支払リース料	15百万円	リース資産減損	—百万円	勘定の取崩額	—百万円	減価償却費相当額	14百万円	支払利息相当額	0百万円	減損損失	—百万円	1年内	2百万円	1年超	10百万円	合計	13百万円
支払リース料	7百万円																																																							
リース資産減損	—百万円																																																							
勘定の取崩額	—百万円																																																							
減価償却費相当額	7百万円																																																							
支払利息相当額	0百万円																																																							
減損損失	—百万円																																																							
1年内	1百万円																																																							
1年超	1百万円																																																							
合計	3百万円																																																							
支払リース料	7百万円																																																							
リース資産減損	—百万円																																																							
勘定の取崩額	—百万円																																																							
減価償却費相当額	7百万円																																																							
支払利息相当額	0百万円																																																							
減損損失	—百万円																																																							
1年内	2百万円																																																							
1年超	9百万円																																																							
合計	12百万円																																																							
支払リース料	15百万円																																																							
リース資産減損	—百万円																																																							
勘定の取崩額	—百万円																																																							
減価償却費相当額	14百万円																																																							
支払利息相当額	0百万円																																																							
減損損失	—百万円																																																							
1年内	2百万円																																																							
1年超	10百万円																																																							
合計	13百万円																																																							

(金融商品関係)

I 当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	30,203	30,203	0
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	4,099	3,660	△438
その他有価証券	88,554	88,554	—
(3) 貸出金	330,201		
貸倒引当金（*）	△5,506		
	324,694	330,239	5,544
資産計	447,552	452,658	5,106
(1) 預金	425,918	426,469	551
(2) 譲渡性預金	4,919	4,919	0
(3) 借用金	9,400	9,400	—
負債計	440,237	440,788	551
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を期間別の市場利子率に信用リスク相当分を上乗せした利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(3ヵ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間決算日における中間貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(3ヵ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

残存期間が短期間(3ヵ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間貸借対照表計上額
①非上場株式(*1)	604
②組合出資金(*2)	18
合 計	622

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

II 前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行の業務は、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務の他、代理業務、国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売、保険商品の窓口販売等の銀行業務のみであります。

これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、顧客からの預金や借入金等によって資金調達を行っております。

また、資金運用については、顧客への貸出金を主として、その他コールローン及び株式、債券を主体とした有価証券等にて行っております。

このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理(ALM)を実施しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少または消失し損失を被ることであり、経済環境等の状況の変化によって、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券については主に株式、債券等であり、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク等に晒されております。

なお、当行が保有する金融負債は、主として顧客からの預金、日本銀行からの借入金であり、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行では、信用リスクに関する管理諸規程に従い、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体のポートフォリオの信用リスクの分散を図っております。

個別債務者の信用リスク管理については、信用リスク管理主管部の融資統括部が個別債務者毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等の評価を行っております。評価は、新規与信実行時および、実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めております。自己査定とは、債務者区分および担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うもので、自己査定の集計結果等については経営に報告しております。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、信用リスク管理主管部の融資統括部が、業種集中度合や大口集中度合等のリスクの状況を定期的に取り締役会等に報告しております。

当行では、行内格付制度を導入しております。この制度は、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う上で、行内格付を利用しております。

また、信用リスクの計量化を行い、リスク統合管理部署の総合企画部は、融資統括部が計測した信用リスク量の他、定性的評価等をモニタリングし、その結果を定期的にはリスク管理委員会および取締役会に報告しております。

②市場関連リスクの管理

市場関連リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等、市場における種々のリスク要因の変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクをいい、主に、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに分けられます。

当行では、市場関連リスク量を適切にコントロールするために、国際証券部および総合企画部を主管部として市場関連リスクの状況をモニタリングしております。具体的には、計量可能な市場関連リスクについては市場関連リスク量を計測し、また、シミュレーション分析等を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、当行が抱える市場関連リスク量や、当行の損益がどのように変動するかを試算しております。

国際証券部および総合企画部は、市場関連リスクの状況について、定期的に経営に報告しており、ALM委員会等において、市場関連リスクが当行の自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認するとともに、市場関連リスクのコントロールに関する方針の検討を行っております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、財務状況の悪化等や市場の混乱により必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被ることです。当行は安定した資金繰りの確保に努め、流動性リスクの最小化を図るとともに、経営の健全性を確保するために、流動性リスク管理規定を制定し、平常時・懸念時・緊急時の対応を取決めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	14,407	14,407	0
(2) コールローン	6,200	6,200	—
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	67	67	—
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	2,999	2,616	△382
その他有価証券	83,005	83,005	—
(5) 貸出金 貸倒引当金（*）	325,824 △5,467		
	320,357	325,379	5,022
資産計	427,035	431,675	4,639
(1) 預金	410,887	411,699	812
(2) 譲渡性預金	3,150	3,150	0
(3) 借入金	6,900	6,900	—
負債計	420,937	421,749	812
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) コールローン

残存期間が短期間（3ヵ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載してあります。

(5) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を期間別の市場利率に信用リスク相当分を上乗せした利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(3ヵ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(3ヵ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

残存期間が短期間(3ヵ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
①非上場株式(*1)(*2)	604
②組合出資金(*3)	17
合 計	621

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしてありません。

(*2) 当事業年度において、非上場株式について19百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしてありません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	8,891	—	—	—	—	—
コールローン	6,200	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	999	—	—	—	2,000
うちその他	—	999	—	—	—	2,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	2,424	17,771	5,536	2,191	35,658	8,332
うち国債	—	5,610	2,194	—	20,046	7,496
地方債	608	1,998	68	—	463	—
社債	1,816	5,886	3,273	2,191	12,073	835
その他	—	4,276	—	—	3,074	—
貸出金(*)	38,510	30,251	36,990	35,727	72,818	97,733
合 計	56,026	49,022	42,527	37,919	108,477	108,065

(*) 貸出金のうち、期間の定めのないもの13,792百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	3ヵ月以内	3ヵ月超 6ヵ月以内	6ヵ月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超
預金(*)	178,134	57,817	97,673	51,150	24,149	1,961
譲渡性預金	650	1,700	800	—	—	—
借入金	6,900	—	—	—	—	—
合 計	185,684	59,517	98,473	51,150	24,149	1,961

(*) 預金のうち、要求払預金については、「3ヵ月以内」に含めて開示しております。

(追加情報)

当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。

(有価証券関係)

- ※1. 中間貸借対照表の「有価証券」を記載しております。
※2. 「子会社株式及び関連会社株式」は、該当ありません。

I 前中間会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
その他	5,000	4,547	△452

(注) 時価は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	8,985	7,997	△987
債券	55,292	55,551	259
国債	27,849	28,160	311
地方債	2,667	2,720	53
社債	24,775	24,669	△105
その他	11,642	10,232	△1,409
合計	75,920	73,781	△2,138

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、株式等については当中間会計期間末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間会計期間における減損処理額は、株式202百万円であります。

有価証券の減損処理については、中間決算時の時価の下落率が簿価の30%以上であるものを対象としております。時価の下落率が簿価の50%以上である場合は、時価が「著しく下落した」ときに該当することとして減損処理を行っております。また、時価の下落率が30%以上50%未満である場合は回復可能性の判定を行い、減損処理を行っております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	574
その他	12

II 当中間会計期間末

1. 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	社債	—	—	—
	その他	999	1,000	1
	小計	999	1,000	1
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	社債	100	98	△1
	その他	3,000	2,561	△438
	小計	3,100	2,660	△439
合計		4,099	3,660	△438

2. その他有価証券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	1,433	1,095	338
	債券	71,868	69,444	2,424
	国債	44,773	43,244	1,529
	地方債	3,259	3,209	50
	社債	23,835	22,990	845
	その他	3,937	3,900	37
	小計	77,240	74,439	2,800
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	5,610	7,238	△1,627
	債券	923	961	△38
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	923	961	△38
	その他	4,780	5,937	△1,157
	小計	11,314	14,137	△2,823
合計		88,554	88,577	△22

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間会計期間における減損処理額は、株式49百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、発行会社の信用リスク(自己査定における債務者区分、外部格付等)、過去の一定期間における時価の推移等を勘案した基準により行っております。

(追加情報)

従来、有価証券の減損処理については、時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、時価が「著しく下落した」ときに該当することとして減損処理を行い、また、時価の下落率が30%以上50%未満である場合は回復可能性の判定を行い、減損処理を行っておりましたが、当中間会計期間より金融環境の変化等をふまえ、減損判定基準を変更しております。

具体的には、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落または、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

なお、この変更により有価証券の減損処理額は、335百万円減少しております。

Ⅲ 前事業年度末

1. 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	その他	—	—	—
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	その他	2,999	2,616	△382
合計		2,999	2,616	△382

3. その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	2,906	2,460	446
	債券	37,528	37,022	506
	国債	13,331	13,250	81
	地方債	2,711	2,667	43
	社債	21,485	21,104	380
	その他	2,020	1,999	20
	小計	42,455	41,482	973
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	4,449	5,919	△1,469
	債券	27,036	27,156	△120
	国債	22,016	22,063	△46
	地方債	427	431	△3
	社債	4,592	4,661	△69
	その他	9,063	9,900	△837
	小計	40,549	42,976	△2,427
合計		83,005	84,458	△1,453

4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
該当ありません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,716	185	370
債券	10,874	303	—
国債	9,834	263	—
社債	1,039	39	—
その他	2,062	62	—
合計	14,654	551	370

6. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、株式501百万円であります。

有価証券の減損処理については、決算時の時価の下落率が簿価の30%以上であるものを対象としております。時価の下落率が簿価の50%以上である場合は、時価が「著しく下落した」ときに該当することとして減損処理を行っております。また、時価の下落率が30%以上50%未満である場合は回復可能性の判定を行い、減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

I 前中間会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

III 前事業年度末

1. 運用目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△2,138
その他有価証券	△2,138
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産	864
その他有価証券評価差額金	△1,273

II 当中間会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成22年9月30日現在)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△22
その他有価証券	△22
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産	9
その他有価証券評価差額金	△13

III 前事業年度末

○その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日現在)

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△1,453
その他有価証券	△1,453
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産	587
その他有価証券評価差額金	△865

(デリバティブ取引関係)

I 前中間会計期間末

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間会計期間末

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 金利関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(3) 株式関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(3) 株式関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

Ⅲ 前事業年度

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当ありません。

II 当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当ありません。

III 前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当ありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度末残高 (注)	35百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円
その他増減額 (△は減少)	<u>0百万円</u>
当中間会計期間末残高	<u>35百万円</u>

(注) 当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

当行は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当中間会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

【関連情報】

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. サービスごとの情報

当行は、銀行業として単一のサービスを提供しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

当行は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当ありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当ありません。

(持分法損益等)

I 前中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1. 関連会社に関する事項

当行は、関連会社を有しておりません。

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当行は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

II 当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 関連会社に関する事項

当行は、関連会社を有しておりません。

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当行は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

III 前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連会社に関する事項

当行は、関連会社を有しておりません。

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当行は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

(1株当たり情報)

		前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	670.56	727.36	690.64
1株当たり中間(当期) 純利益金額	円	2.27	7.65	9.54

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	18,211	19,725	18,738
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額	百万円	18,211	19,725	18,738
1株当たり純資産額の算 定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数	千株	27,158	27,118	27,131

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり 中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	61	207	259
普通株主に帰属しない 金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	61	207	259
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	27,160	27,123	27,157

3. なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載していません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

4 【その他】

(1) 第2四半期会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

	前第2四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
経常収益	2,722	2,566
資金運用収益	2,309	2,298
(うち貸出金利息)	2,069	2,014
(うち有価証券利息配当金)	235	275
役務取引等収益	182	203
その他業務収益	0	14
その他経常収益	230	50
経常費用	2,906	2,421
資金調達費用	314	240
(うち預金利息)	311	236
役務取引等費用	185	178
その他業務費用	0	0
営業経費	1,573	1,613
その他経常費用	※1 833	※1 388
経常利益又は経常損失(△)	△184	144
特別利益	—	3
その他の特別利益	—	3
特別損失	40	19
固定資産処分損	17	1
減損損失	22	18
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失(△)	△224	128
法人税、住民税及び事業税	4	△0
法人税等調整額	△98	52
法人税等合計	△94	51
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△130	77

前第2四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
※1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額352百万円、株式等売却損224百万円及び株式等償却177百万円を含んでおります。	※1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額284百万円を含んでおります。

(2) 中間配当

平成22年11月26日開催の取締役会において、第90期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	67百万円
--------	-------

1株当たりの中間配当金	2円50銭
-------------	-------

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月24日

株式会社福岡中央銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 喜多村 教 證 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村 田 賢 治 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福岡中央銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第89期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福岡中央銀行の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は中間財務諸表に添付される形で当行が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月24日

株式会社福岡中央銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村 田 賢 治 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 田 祐 二 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福岡中央銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第90期事業年度の中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福岡中央銀行の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は中間財務諸表に添付される形で当行が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成22年11月26日

【会社名】 株式会社 福岡中央銀行

【英訳名】 THE FUKUOKA CHUO BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 末 松 修

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 福岡市中央区大名二丁目12番1号

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取末松修は、当行の第90期第2四半期(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。